

伊丹市上下水道局営業関連業務包括委託
プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月

伊丹市上下水道局

目 次

1.趣旨	1
2.本プロポーザルの目的	1
3.委託概要	1
4.参加資格要件	1
5.参加者の受付	2
6.仕様書等に関する質疑及び回答	3
7.参加資格及び第一次審査	4
8.提案書の作成	4
9.提案書等の提出	4
10.プレゼンテーションの実施	5
11.第二次審査	6
12.審査基準	6
13.辞退	6
14.失格事項	7
15.契約の締結	7
16.留意事項	7
17.公募スケジュール	8

1. 趣旨

この実施要領は、伊丹市上下水道局営業関連業務包括委託の実施にあたり、伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）が実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとするもの（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

2. 本プロポーザルの目的

伊丹市上下水道局が営業関連業務等を委託することにより、官民連携による民間企業の経営ノウハウや業務手法を活用し、お客様サービスの向上、業務の効率性及び経済性の向上を図ることを目的として、企業能力・業務提案等を評価して選定する公募型プロポーザル方式を採用し、総合的な評価を行う。

3. 委託概要

(1) 委託名

伊丹市上下水道局営業関連業務包括委託

(2) 履行場所

伊丹市昆陽1丁目1番地2

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年3月31日

(4) 業務内容

別紙「伊丹市上下水道局営業関連業務委託仕様書」及び

「伊丹市上下水道局料金等徴収システム運用業務委託要求仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

総額 金 1,385,790,000 円 （消費税及び地方消費税相当額を含まない）

なお、見積価格が予定価格を超過した場合は、失格とする。

4. 参加資格要件

参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていること。または契約までに登録手続きを完了できていること。
- (2) 伊丹市上下水道局入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市上下水道局入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていないものについては、伊丹市上下水道局入札参加資格制限 基準又は伊丹市上下水道局入札参加停止基準に抵触していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。

- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員ならびに同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 平成 30 年度以降に給水人口 15 万人以上の給水区域において、上下水道に係る窓口受付業務、閑栓・休栓・精算業務、計量・調定業務、収納業務、滞納整理業務、料金等徴収システムの構築、現行システムからのデータ移行、並びにそれに付随する運用業務のすべてを包括的に受託し、現在も受託中又は完了した実績を有すること。

5. 参加者の受付

参加者は、次の手続きにより申込むこと。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書（様式 1）
- ② 会社概要（様式 2）
- ③ 業務実績調書（様式 3）
- ④ 業務責任者調書（様式 4）
- ⑤ 添付資料
 - A) 直前 3 期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、注記)
 - B) 納税証明書(その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用で発行日から 3 ヶ月以内のもの。)
 - C) 履歴事項全部証明書(発行日から 3 ヶ月以内のもの。)
 - D) 業務実績確認書類(履行証明書、契約書の写し等及び委託概要書、仕様書等委託概要の詳細が確認できる書類の写し)
- ⑥ 審査結果通知用封筒 1 枚(長形 3 号、送付先を記載し、110 円切手を貼付したもの)

(2) 提出部数

- ① ～⑤は原本を紙で提出し、書類データを保存した CD-R を 1 枚提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 1 時までに必着とする。

(4) 提出方法

持参(土曜・日曜・祝祭日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)又は郵送(簡易書留郵便)によること。

(5) 提出先

〒664-0881 兵庫県伊丹市昆陽 1 丁目 1 番地 2

伊丹市上下水道局 経営企画室経営企画課 総務企画グループ 契約担当

TEL:072-783-1600 FAX:072-783-4609 E-mail:561100@city.itami.lg.jp

(6) 書類様式

- ① 各様式は、本局のホームページからダウンロードすること。
- ② 表紙、目次を作成し、各項目に通し番号を振り、A4 判縦置き横書き片面印刷とし、ファイルを使用し左綴りで提出すること。ただし、財務諸表等の既成の印刷物は両面印刷も可能とする。
- ③ 書類作成費用は参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6. 仕様書等に関する質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「参加表明書兼誓約書（様式 1）」の提出のあった参加者からのみ受け付ける。また、内容は提案書等の提出書類又は本業務仕様書等業務実施内容に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は回答しない。

なお、質問の回答を受けて参加を辞退する場合は、「辞退届（様式 9）」を提出すること。参加辞退の場合も、今後実施する本局プロポーザルへの参加制限などの不利益は生じない。

(1) 質疑書の記入事項及び留意点

- ① 質疑書には参加者名を明記し、質疑の対象となる文書名、頁、該当項目等を記すこと。
- ② 質疑書には、意見等は記載しないこと。意見と判断される質疑には回答しない。
- ③ 質疑事項の内容等に参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある場合は回答しない。
- ④ 所定様式以外で提出された質疑には回答しない。

(2) 提出期間

令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 1 時までに必着とする。締切以降の質疑は受け付けない。

(3) 提出方法

「仕様書等に関する質疑書（様式 5）」を電子メールの添付ファイルとして送信すること。送信する電子メールの件名は「伊丹市上下水道局営業関連業務包括委託（質疑書）」とし、添付ファイル名は「参加者名（様式 5）」とすること。また送信後、本局経営企画課まで電子メールの着信確認を行うこと。

(4) 提出先

経営企画室経営企画課

TEL:072-783-1600 E-mail:561100@city.itami.lg.jp

(5) 回答期日及び方法

令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時までに、本局のホームページに質疑・回答を掲載する。

7. 参加資格及び第一次審査

参加申込時に提出された書類について、参加資格要件審査及び第一次審査を実施する。参加者が多数の場合は、第一次審査の点数上位 3 位までを第二次審査の対象とする。また審査結果は次のとおり通知する。

(1) 審査結果

「参加資格及び第一次審査結果通知書」により通知する。また、第二次審査対象者には「プレゼンテーション開催通知書及び提案書提出依頼通知書」も併せて通知する。

(2) 通知方法

令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時までに、電子メールで通知する。また、原本は同日に郵送する。

(3) 疑義申立

参加資格要件を満たしていない者又は第一次審査が不合格の通知を受けた者は、本局に対し、その理由について令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 5 時までに書面により説明を求めることができる。（様式任意）

回答は令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時までに書面により行う。

8. 提案書の作成

提案書は次のとおり作成すること。

(1) 提案書の書式及び記載方法

- ① 提案書は、表紙に「提案書」（様式 6）を使用すること。
- ② 提案書には、目次、ページ番号、インデックスを付けること。
- ③ 提案書は、A4 判縦置き横書き片面印刷とし、ファイルを使用し左綴りで提出すること。なお、文字サイズは 10 ポイント以上（図表等は除く）とし、図表等で A3 判を使用する場合は、折綴りとすること。
- ④ 提案書は、様式 6 の内容に沿って作成し、A4 判 30 枚以内（見積書及び内訳明細書は含まない）でまとめること。

(2) 見積書の書式及び記載方法

- ① 提案書に綴る見積書は、「見積書」（様式 7）を使用すること。
- ② 見積書の後に「メーター取替単価見積書（様式 8）」及び内訳明細書（様式任意）も併せて提出すること。
- ③ 見積書の金額が提案上限額を超えた場合は失格とする。

9. 提案書等の提出

提案書等は、次の手続きにより提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 提案書一式
 - ② 通知用封筒(長形 3 号、送付先を記載し、110 円切手を貼付したもの)
- (2) 提出部数
 - ① 提案書 (正本 1 部、書類データを保存した CD-R 1 枚)
 - ② 通知用封筒 (長形 3 号、送付先を記載し、110 円切手を貼付したもの)1 枚
- (3) 提出期間

令和 8 年 2 月 13 日 (金) から令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午後 1 時までに必着とする。
- (4) 提出方法

郵送 (簡易書留) 又は持参すること。(土曜・日曜・祝祭日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)
- (5) 提出先

経営企画室経営企画課 総務企画グループ 契約担当
- (6) 注意事項
 - ① 提案書の提出後の変更及び修正は認めない。
 - ② 書類作成費用は参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

10. プレゼンテーションの実施

提出された提案書について、プレゼンテーションを以下の通り実施する。

- (1) 通知方法

令和 8 年 2 月 13 日 (金) 午後 5 時までに、「プレゼンテーション開催通知書」により電子メールで通知する。また、原本は同日に郵送する。
- (2) 実施期間

令和 8 年 3 月 19 日 (木)、令和 8 年 3 月 23 日 (月)
時間等詳細は「プレゼンテーション開催通知書」に記載する。
- (3) 実施場所

伊丹市上下水道局 予定
- (4) 実施要領
 - ① プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行うこと。提出期限後の差し替えは不可とし、当日の資料配布等は認めない。ただし、パワーポイント等による補足説明は可とする。
 - ② プロジェクター及びスクリーン等は伊丹市上下水道局で用意する。当日の説明等データ、PC は提案者で用意すること。
 - ③ プレゼンテーションの所要時間は 30 分以内とし、その後、20 分以内の質疑応答を行う。

④ プレゼンテーションの参加人数は最大 3 名とすること。

11. 第二次審査

提案書及びプレゼンテーションの内容等について、第二次審査を実施する。また審査結果は次のとおり通知する。

(1) 審査結果

「最終審査結果通知書」により通知する。

(2) 通知方法

令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 5 時までに、電子メールで通知する。また、原本は同日に郵送する。

(3) 疑義申立

候補者とならなかつた提案者は、本局に対し、その理由について令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 5 時までに書面により説明を求めることができる。（様式任意）

回答は令和 8 年 3 月 31 日（火）午後 5 時までに書面により行う。

12. 審査基準

第一次審査及び第二次審査は、次の要領で行う。

(1) 審査方法

審査は、第一次審査と第二次審査とに分けて行い、合計点数が最も高かつた者を候補者とする。ただし、複数の提案者の点数が同点 1 位となった場合は、第二次審査の点数が高い者を候補者とする。万が一、第二次審査の点数も同点であった場合は、提案価格（見積額）の低い方を候補者とする。

(2) 基準及び配点

別紙「伊丹市上下水道局営業関連業務包括委託における評価項目」のとおりとする。

(3) 評価項目

本プロポーザルの評価項目は、別紙「評価項目一覧表」を参照すること。

(4) 単独提案の場合

提案者が 1 者の場合も審査を行うこととし、本局の要求する基準(各評価点の合計点が 110 点以上)を満たしているときは候補者とする。

(5) 審査体制

第一次審査及び第二次審査は、本プロポーザル委員会にて行う。

13. 辞退

参加者は、本局経営企画室経営企画課へ辞退届（様式 9）を提出することにより隨時本プロポーザルへの参加を辞退することができる。この場合、辞退により不利益な取り扱いはない。

14. 失格事項

- 提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
 - (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
 - (3) 価格見積書が、提案上限額を超過しているとき
 - (4) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
 - (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
 - (6) プロポーザルの手続きの過程で、「4. 参加資格要件」の規定に抵触することが明らかとなつたとき
 - (7) プレゼンテーションに出席しなかつたとき
 - (8) 次のいずれかの行為を行つたとき
 - ① 本プロポーザル審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めるこ
 - ② 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③ 受託候補者選定終了までに、他の提案者に対して応募内容を意図的に開示すること
 - (9) 第二次審査の結果、最終評価点が 110 点を下回つたとき
 - (10) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行つたと認められるとき

15. 契約の締結

審査結果に従つて、第 1 位の候補者から業務内容及び契約金額等について協議を行い、協議が整い次第改めて見積書を提出し、速やかに随意契約の手続きを行うこととする。

ただし、この協議が不調に終わった場合は、候補者の決定を取り消し、次の順位の候補者と同様の協議を行うこととし、以下についても同様とする。

(1) 契約手続き

契約手続きは、伊丹市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業契約に関する規程において準用する伊丹市契約に関する規則に定めるところによる。

(2) 契約保証金

契約保証金は、伊丹市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業契約に関する規程において準用する伊丹市契約に関する規則第 24 条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、同規則第 25 条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

16. 留意事項

- (1) 所定の様式は、本局のホームページからダウンロードすること。
- (2) 本プロポーザルに係る書類の作成、提出、調査及びプレゼンテーションに要する一切の費用は、参加者、提案者及び候補者の負担とする。
- (3) 提出期限後の書類等の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による

提出の場合は、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利益が生じても、本局はこの責を負わない。参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じること。

- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出された書類等は、必要に応じて複製することがある。
- (6) 提出された書類等は、本プロポーザル以外の目的には使用しないが、伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、候補者決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。
- (7) スケジュールは現在における予定のものであり、都合により変更することがある。

17. 公募スケジュール

日 程	内 容
令和 8 年 1 月 23 日 (金)	参加募集の公告
令和 8 年 1 月 23 日 (金) ～2 月 5 日 (木)	応募の受付期間
令和 8 年 1 月 23 日 (金) ～2 月 5 日 (木)	仕様書等に関する質疑書の提出期間
令和 8 年 2 月 13 日 (金)	仕様書等に関する質疑書の回答期日
令和 8 年 2 月 13 日 (金)	参加資格及び第一次審査結果通知
令和 8 年 2 月 13 日 (金) ～令和 8 年 3 月 2 日 (月)	技術提案書等の受付期間
令和 8 年 2 月 13 日 (金)	プレゼンテーション開催通知
令和 8 年 3 月 19 日 (木)、23 日 (月)	プレゼンテーション開催日
令和 8 年 3 月 25 日 (水)	最終審査結果通知
令和 8 年 4 月 1 日以降	契約締結予定日
令和 9 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	委託期間